

やまがた環境保全型農業推進計画

令和 7 年 3 月

山形県農林水産部

目次

I はじめに

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置付け	2
3	計画の期間	2
4	計画の進行管理	2

II 環境保全型農業に関する現状と課題

1	有機農業の取組み	3
2	特別栽培農産物の取組み	3
3	みどり認定（環境負荷低減事業活動実施計画認定）制度	4
4	土づくりの取組み	4
5	GAP（農業生産工程管理）の取組み	5
6	消費者・実需者の認知度	6

III 基本方針と推進方向

1	基本方針	8
2	推進方向	8
3	目標指標及び重要業績評価指標（KPI）	8

IV 施策の展開方向と具体的な取組み

推進方向 1	環境保全型農業の取組みの推進	10
推進方向 2	持続可能性を確保する取組みの推進	12
推進方向 3	消費者・実需者の理解促進と販路拡大	13

V 推進体制

1	持続可能な農業の実現に向けた第三者委員会の設置	15
2	部会の設置	15
3	全国的な推進組織への参画	15

VI 参考資料

16

I はじめに

1 計画策定の趣旨

本県農業は国内における食料供給県として各作物において高い品質と生産性を維持し発展してきた。農産物の品質の確保や安定的な生産において化学肥料や化学合成農薬は大きな役割を果たしてきたが、これらの使用は環境に負荷を与えてきたことも事実であり、農業生産活動に伴う環境負荷を認識し、環境負荷を軽減する農業を実践することが将来にわたって農業生産を持続させる上で重要である。

本県では平成 5 年に「山形県環境保全型農業推進方針」を策定し、環境保全型農業を「マイルド農業」と称し、化学肥料及び化学合成農薬を軽減する技術開発に加え、生産者と消費者の相互理解の重要性にも言及して取組みを開始した。

平成 17 年には有機質資源を活用した土づくりと化学肥料や化学合成農薬を 2、3 割以上減らした農産物の生産に全県で取り組む「全県エコエリア構想」を推進し、平成 18 年 3 月に「エコエリアやまがた推進方針」を策定して「環境と調和した自然共生型の農業」を展開してきた。さらに、平成 21 年 3 月には「全県エコエリア構想推進アクションプログラム」を、平成 22 年 3 月には上記の推進方針とアクションプランをまとめた「全県エコエリアやまがた農業推進プラン」を策定し(平成 29 年改定)、有機農業も含む環境保全型農業の面的な拡大に取り組んできた。

有機農業については、県内の農業者が昭和 50 年頃に全国に先駆けて取組みを開始した背景があり、平成元年頃から県の試験機関において関連する技術開発に取り組んできた。平成 18 年の「有機農業の推進に関する法律」の施行を受け、平成 21 年 3 月には「山形県有機農業推進計画」を策定し、その後平成 25 年、令和元年と 2 度の改定を行い有機農業の推進に努めてきた。

このような取組みのなか、国は平成 23 年度から地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動を支援する「環境保全型農業直接支援対策（現、環境保全型農業直接支払交付金）」を開始した。本県の各市町村は当初から積極的に取り組み、平成 25 年度以降、現在に至るまで取組面積で全国第 3 位の地位を維持している。

一方、平成 27 年に「持続可能な開発目標（SDGs）」が国連で採択され、日本でも平成 28 年に「持続可能な開発目標（SDGs）策定指針」を策定し、農業場面においても SDGs の実現に向けた取組みが求められるようになった。さらに国は令和 3 年 5 月に「みどりの食料システム戦略」を策定し、令和 32 年までに化学農薬の使用量の 50% 削減や化学肥料の使用量の 30% 削減、耕地面積に占める有機農業の割合を 25% までに拡大する等の目標を掲げ、令和 4 年には「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（通称：みどりの食料システム法）」を制定し各種施策を強力に展開している。

県では令和 4 年 3 月に「やまがた・人と環境に優しい持続可能な農業推進計画」を

策定して「第4次農林水産業元気創造戦略」（令和3年3月策定）と連動し、令和6年度を目標年度に環境保全型農業と県産農産物の安全性確保に一体的に取り組んできたが、計画で定めた目標の達成には至っていない。このたび、「第5次農林水産業元気創造戦略」の策定にあたり、県では有機農業並びに持続可能な農業生産に関する2つのプロジェクトを設けた。「SDGs」への貢献や「みどりの食料システム戦略」の目標達成に向けた課題にも対応しつつ、「第5次農林水産業元気創造戦略」に掲げる「環境の変化に対応できる持続可能な食料供給県やまがた」の実現に向け、本計画において環境保全型農業について今後県が取り組む施策を示す。

2 計画の位置付け

本計画は「第5次農林水産業元気創造戦略」（令和7年3月策定）に掲げた有機の里づくりプロジェクト並びに持続可能な農業生産プロジェクトの実施にあたり、具体的な取組みを示した実行計画であり、併せて、「有機農業の推進に関する法律」（平成18年12月制定）に基づく「都道府県有機農業推進計画」に位置付けるものである。

3 計画の期間

本計画の期間は、「第5次農林水産業元気創造戦略」のプロジェクトと連動した進行管理とするため、令和7年度から令和10年度までの4年間とする。

4 計画の進行管理

毎年、目標指標及び重要業績評価指標（KPI）の進捗状況等の整理・分析を行い、第三者委員会において進行を管理する。なお、本県農業を取り巻く情勢の変化などにより内容の変更が必要な場合は、弾力的な対応を行う。

Ⅱ 環境保全型農業等に関する現状と課題

1 有機農業の取組み

(1) 現状

令和5年度の環境保全型農業直接支払交付金における有機農業*の取組面積は726ha（全国4位）で耕地面積（113,500ha：R5）の0.64%となっている。また、有機農産物のJAS認証取得面積は279ha（全国13位）、同農家数は129戸（全国6位）となっており、面積は微増、農家数は微増から横ばい傾向にある。

環境保全型農業直接支払交付金における取組面積は「水稻」及び「そば」がともに4割を占め、有機JAS認証では水稻が面積の8割を占める（データ略）。

国庫補助事業である有機農業産地づくり推進事業（以下、「オーガニックビレッジ事業」という。）に県内7市町が取り組んでいることも面積、農家数が微増している一因となっている。

※有機JAS認証を取得していない取組みも含む

表 有機農業の取組

		R1	R2	R3	R4	R5
環直*1	面積（ha）	609(100)	626(103)	693(114)	695(114)	726(119)
JAS認証	面積（ha）	270(100)	257(95)	267(99)	279(103)	未発表
	農家数（戸）	117	113	118	130	129

農林水産省調べ

（ ）内はR1を100とした値

*1 環境保全型農業直接支払交付金による取組

(2) 課題

面積の拡大が緩慢な理由としては、高齢化や後継者がいないことによる「労力不足」や「離農」、新規実践者においては「栽培技術の習得が困難」なことがあげられる。オーガニックビレッジ事業を活用するなどした新規実践者の確保と担い手の育成のための技術習得への支援が必要である。

また、水稻以外、特に野菜の品目拡大のための技術開発とその普及が必要である。

2 特別栽培農産物の取組み

(1) 現状

令和5年度における県内の特別栽培農産物の認証面積は14,633haで耕地面積の12.9%、認証取得農家数は7,355戸（実戸数）であり、面積は横ばい、農家数は減少傾向である。

本県のブランド米である「つや姫」の栽培要件となっていることや、環境保全型農業直接支払交付金の対象の要件となっていることが取組み維持の要因とし

てあげられる。他方、特別栽培による生産物の有利販売が難しいことが拡大しない要因としてあげられる。

表 特別栽培農産物認証面積・認証取得農家数

	R1	R2	R3	R4	R5
認証面積(ha)	14,837(100)	14,729(99)	14,667(99)	14,555(98)	14,633(99)
認証取得農家数(戸)	8,100(100)	7,851(97)	7,517(93)	7,427(92)	7,355(91)

農業技術環境課調べ

() 内はR1を100とした値

(2) 課題

特別栽培は、生産物の有利販売には必ずしも繋がってはいないものの、環境保全型農業直接支払交付金の要件となっており、取組みの規模が大きく、環境負荷低減の効果が高いことから、農業者の取組みを一層促進していく必要がある。

また、近年、気候変動に起因すると考えられる病虫害の発生様相の変化や難防除雑草の侵入・蔓延などから、農薬の使用回数が増加する懸念があるため、化学合成農薬のみに頼らない防除（＝総合防除）の技術開発が必要である。

3 みどり認定（環境負荷低減事業活動実施計画認定）制度

(1) 現状

「みどりの食料システム法」に基づき、農業の環境負荷低減事業活動を認定する「みどり認定」の県内の認定状況は令和7年2月28日時点で59件89経営体であり、うち同じ品目や取組みを行う農業者がまとまって1つの計画を申請するグループ申請は1件31経営体である。認定取得の理由は国庫補助事業の採択における優遇措置（ポイントの加算）が多い。

(2) 課題

現在は年間数十件の申請となっているが、令和9年度から環境保全型農業直接支払交付金の要件になることが予定されているため、現在、本交付金に取り組んでいる農業者2,086人（令和5年度実績）が計画的に認定を受けるよう指導を行う必要がある。

4 土づくりの取組み

(1) 現状

令和3年度における堆肥の施用面積は18,012haで、作付面積（91,995ha）の2割（施用面積割合）にとどまり、堆肥の施用量（264,985t）も生産量（415,892t）の6割（堆肥利用率）にとどまっている。また、施用面積率及び堆肥利用率はともに前回調査の平成30年度より低下している。

表 地域ごとの堆肥の生産量及び施用量（令和３年度）

地域	堆肥 生産量(t)	堆肥 施用量(t)	堆肥 利用率(%)	堆肥施用 面積(ha)	作付面積 (ha)	施用面積 割合(%)	10aあたり 施用量(t)
村山	113,010	62,987	55.7	3,908	23,889	16.4	1.6
最上	53,786	40,245	74.8	2,188	13,604	16.1	1.8
置賜	130,111	118,610	91.2	5,733	19,356	29.6	2.1
庄内	118,985	43,144	36.3	6,184	35,146	17.6	0.7
合計・平均	415,892	264,985	63.7	18,012	91,995	19.6	1.5
(H30) 合計・平均	390,987	283,915	72.6	19,778	93,072	21.3	1.4

堆肥利用率＝堆肥施用量／堆肥生産量 施用面積割合＝堆肥施用面積／作付面積
10aあたり施用量＝堆肥施用量／堆肥施用面積

（２）課題

堆肥の利用は農地の生産力の維持・向上の他、海外からの輸入原料に依存した肥料から国内資源を原料とした肥料への転換を進めるうえでも重要であり、耕畜連携の促進と必要な施設や機械の整備を進め、さらに拡大する必要がある。

５ GAP（農業生産工程管理）の取組み

（１）現状

平成 30 年度から「山形県版 GAP 第三者認証制度」を開始し、令和 4 年度には「山形県版 GAP」を国際水準 GAP で取り組むべき 5 分野に拡大した「やまがた GAP」にレベルアップして GAP の普及に取り組んできた。「やまがた GAP」認証から国際水準 GAP 認証にステップアップした団体もあり、「やまがた GAP 第三者認証制度」は一定の役割を果たしたとして令和 6 年度で終了した。

国際水準 GAP の認証取得件数※は令和 5 年度末で累計 50 件となっており、内訳は JGAP が 39 件、ASIAGAP が 7 件、GLOBALG. A. P. が 4 件である。但し、このうち JGAP の 8 件、ASIAGAP の 2 件は令和 3 年度以降、認証を更新せずに順次終了となっている。

※きのこを含む青果物、穀物、畜産物の総数

表 国際水準GAP認証取得件数

	R1	R2	R3	R4	R5
取得累計（件）	36	36	41	45	50
終了累計（件）	0	0	2	6	10
認証維持（件）	36	36	39	39	40

農業技術課調べ

平成29年度からの累計

(2) 課題

持続可能な農業の実現のためには、環境保全の他、食の安全、農業者及び雇用の労働安全そして人権の保護などに配慮して健全な農業経営を維持することが必要であり、GAP は有効な手法である。

さらに、農産物の輸出先が取引要件とすることや国内においても大手量販店や生協などが GAP 認証を取引の要件とする動きもあることから、今後とも GAP の普及と国際水準 GAP の認証取得への支援が必要である。

6 消費者・実需者の認知度

(1) 現状

環境に配慮した農産物に対する消費者の認知度は、有機農産物に関しては高いものの、特別栽培等の農産物では低い状況である(平成 27 年 農林水産省調査)。

また、農林水産省の令和 4 年の調査では「有機」や「オーガニック」という言葉を知っている割合は 89%であるのに対し、うち 53%が表示の規制については「知らない」と答えている。

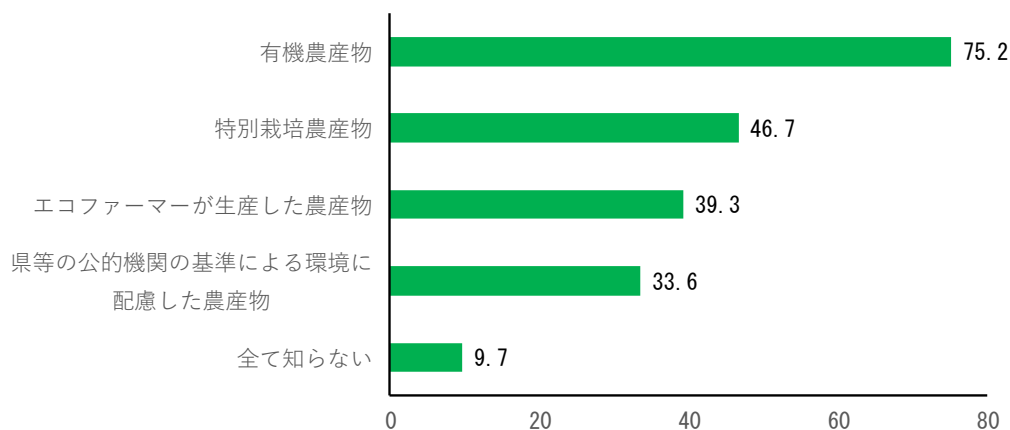


図 環境に配慮した農産物の基準値についての認知度(複数回答) (%)

出典：平成27年度農林水産情報交流ネットワーク事業 全国調査
「有機農業を含む環境に配慮した農産物に関する意識・意向調査」(農林水産省)

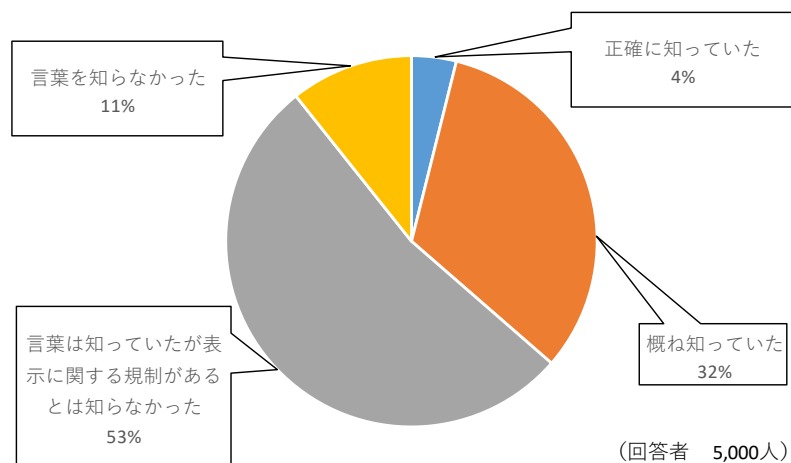


図 有機やオーガニックという用語の理解度

出典：有機食品の市場規模および有機農業取組面積の推計手法検討プロジェクト
(農林水産省 令和5年4月公表)

GAP に関する農林水産省の令和元年度の調査によると、GAP の認知度は農業者で21%、流通加工業者で8%、消費者で12%であった。

また、県防災くらし安心部消費生活・地域安全課が令和3年に実施した「消費生活に関する県民意識調査」では県民のエシカル消費の認知度は6%と低かった。

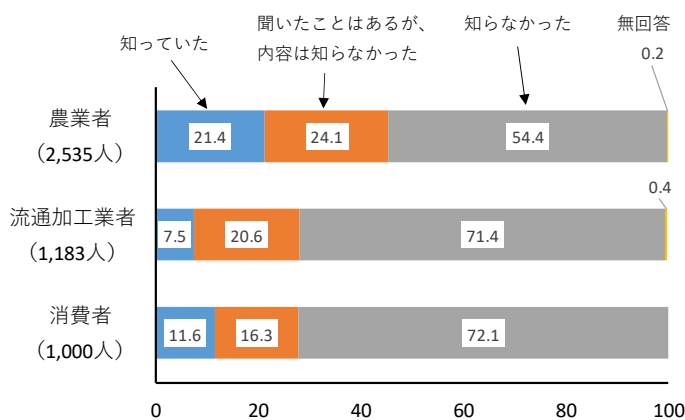


図 GAPの認知度

出典：令和元年度 食料・農林水産業・農山漁村に関する意向調査
フードチェーン関係者のGAPに関する意識・意向調査 (農林水産省)

(2) 課題

消費者の環境保全型農業の取組みに対する理解促進と購買意欲の喚起に向けて、各種媒体（ホームページ、SNS 等）や農業者と消費者を結びつけるマルシェ等の開催により、情報提供を積極的に行う必要がある。

GAP については消費者の理解促進に加え、流通及び加工業者といった実需者の理解を進める必要がある。

Ⅲ 基本方針と推進方向

1 基本方針

本県において農業生産における環境負荷を軽減し持続可能な農業を実現するため、有機農業及び特別栽培の拡大について施策を展開する。

併せて、食品安全、環境保全、労働安全等に関するリスクを管理し、農業生産の持続性を確保する GAP（農業生産工程管理）の普及拡大を図る。

2 推進方向

推進方向 1 環境保全型農業の取組みの推進

推進方向 2 持続可能性を確保する取組みの推進

推進方向 3 消費者・実需者の理解促進と販路拡大

3 目標指標及び重要業績評価指標（KPI）

（1）目標指標

県では有機農業、特別栽培に加えて環境負荷低減技術を導入する取組み、を推進することから、それらの対象となる環境保全型農業直接支払交付金の取組面積の拡大を目標とし、耕地面積に占める割合を目標指標とする。

目標指標	現状値（R5）	目標値（R10）
環境保全型農業直接支払交付金の取組面積の割合（延べ）	5.8%	6.8%
同取組面積	6,616ha	7,700ha

※第5次農林水産業元気創造戦略における目標指標に設定

翌年度に農林水産省が公表

(2) 重要業績評価指標 (KPI)

評価指標※ ¹	単位	R5 (実績)	R7	R8	R9	R10
有機農業取組面積割合※ ²	%	0.64	0.74	0.80	0.85	0.90
(参考) 有機面積	ha	726	845	904	964	1,022
有機 JAS 認証農家数	経営体	129	157	172	186	200
特別農産物認証面積割合※ ³	%	12.9	13.3	13.6	13.8	14.0
(参考) 特栽面積	ha	14,633	15,136	15,387	15,639	15,890
みどり認定数	経営体	66	1,000	2,100	2,100	2,200
国際水準 GAP 認証取得件数※ ⁴	件	12	3	7	11	15

- ※1 有機農業の取組面積、有機認証取得農家数、みどり認定経営体数は農林水産省発表、特別栽培農産物認証面積及び国際水準 GAP 認証件数は農業技術環境課調べ
- ※2 耕地面積（113,500ha（R5）：農林水産省発表）に対する環境保全型農業直接支払交付金における有機農業の取組面積の割合
- ※3 耕地面積（113,500ha（R5）農林水産省発表）に対する特別栽培農産物の認証面積の割合
- ※4 実績及び目標年度の指標値は、国際水準 GAP（JGAP、ASIAGAP、GLOBALG. A. P.）の新規取得件数を4年分累計した値。R5 実績はR2～5の累積。

IV 施策の展開方向と具体的な取組み

推進方向 1 環境保全型農業の取組みの推進

1 有機農業の推進

(1) 有機農業の新規参入・担い手の確保

有機農業に新たに取り組む農業者や有機農業の次世代の担い手を確保するため、各種研修会の開催や相談窓口の設置、指導体制の整備を行う。また、有機農業に関する技術の普及を図るため「有機農業オープンフィールド」を設置する。

また、これらの取組みにおいては、県内の有機農業実践者で組織する「山形県有機農業者協議会」や熟練実践者である「やまがた有機農業の匠」と連携を密にして実施していく。

【具体的な取組み】

- ・有機農業の新規実践者及び実践を希望する農業者を対象に、東北農林専門職大学と連携した「有機農業実践講座」の開催。
- ・「やまがた有機農業の匠」を講師とした「匠講座」の開催。
- ・各農業技術普及課における有機農業相談窓口の設置。
- ・有機農業オープンフィールドの設置（県内5か所）。
- ・有機農業実践者団体等との意見交換。

(2) 有機農業の産地づくりの推進

国庫補助事業を活用し、有機農業の団地化や産消提携、学校給食での利用等に市町村単位で取り組む「オーガニックビレッジ事業」を推進し、さらに産地間の連携を図り全県的な取組みへと発展させる。また、産地への有機農業の指導体制を強化していく。

【具体的な取組み】

- ・オーガニックビレッジ事業等、国庫補助事業の活用促進。
- ・市町村間の意見交換会の開催。
- ・普及指導員を対象としたJAS認証審査の研修。

(3) 有機農業の技術開発による品目拡大と省力化

水稻以外の品目における有機農業の栽培技術を確立し、経営指標も含めたマニュアルとして提示する。既に「えだまめ」と「さといも」のマニュアルを作成しており、その他「しょうが」と「アスパラガス」等、有機栽培における育苗技術及び雑草対策についても検討中である。これらマニュアル等の活用を促進すると

ともに、「そば」や有機酒類向けの「酒米」等、有機 JAS 認証取得が見込める品目について、産地等への働きかけを行う。

省力化に資する技術、機械等の現地実証により普及を促進する。

【具体的な取組み】

- ・有機農業が可能な品目の拡大と省力化に係る技術の開発。
- ・有望品目の有機 JAS 認証取得の促進。
- ・新技術の普及に向けた現地実証の実施。

2 特別栽培の推進

(1) 特別栽培認証面積の拡大

国庫補助事業の活用と併せ、化学肥料及び化学合成農薬の慣行レベルの新規設定或いは見直しを行い面積の拡大を図る。

【具体的な取組み】

- ・環境保全型農業直接交付金の活用促進。
- ・特別栽培農産物の認証制度に関する説明会の実施。
- ・認証申請に係る農業者への指導。
- ・慣行レベルの新規設定等による取組みの促進。

(2) 化学肥料及び化学合成農薬の使用削減技術の開発

「山形県農林水産研究開発方針」（令和 3 年 8 月改定）では研究開発の方向性として「自然環境の変化に対応し、SDGs に寄与する技術の開発」が定められており、環境負荷軽減に効果のある病害虫技術や土壌管理技術の開発が進められている。

近年、問題となっている気候変動による病害虫及び雑草の発生様相の変化に対応しつつ、さらには令和 5 年 4 月に施行された改正植物防疫法で推進する「総合防除」の考えを踏まえ、化学合成農薬や化学肥料の使用を削減する技術を開発し、その普及を図って特別栽培の取組みを促進する。

【具体的な取組み】

- ・化学肥料、化学合成農薬の使用削減技術の開発。
- ・新技術の普及に向けた現地実証の実施。

3 みどり認定の推進

みどり認定はさまざまな国庫補助金の採択において優遇されることに加え、今後、環境保全型農業直接支払交付金の要件となることが検討されていることから、環境保

全型農業に取り組む農業者の認定取得を促進する。

【具体的な取組み】

- ・ 認定の要件である環境負荷低減事業活動に関する技術指導。
- ・ 環境保全型農業直接支払交付金に関する情報提供と取組への誘導。

4 土づくりの支援

(1) 国庫補助事業を活用した土づくりの促進

国庫補助事業を活用し、牛ふん堆肥等の実証的な活用への支援や、肥料の国産化に向け、原料の供給者から堆肥製造者、堆肥利用者までが連携して、国内資源の肥料利用を推進する取組みへの支援を行う。

【具体的な取組み】

- ・ 土づくりに関する国庫補助事業の情報提供及び事業実施主体の目標達成への指導

(2) 全国推進組織への参画による情報収集

土づくりに関する全国推進組織に県が参画し、土づくりに関する情報収集を行うとともに、国や他の自治体と連携した全国規模の調査から科学的データに基づく長期的な土壌状況の変化を把握し土づくりの指導のための資料とする。

【具体的な取組み】

- ・ 試験機関による全国規模の調査への参画と県内への成果情報の提供。
- ・ 土づくりに関する情報収集。

推進方向2 持続可能性を確保する取組みの推進

1 GAPの普及及び認証取得の啓発

GAPは経営改善の有効なツールであることを啓発するため、「やまがたGAP」等を用いた指導を行い、農業者のGAPの理解を促進し普及を図る。さらには取組みを「見える化」し、商取引のツールとしての国際水準GAPの認証取得について、各種研修会の開催により啓発を行う。

【具体的な取組み】

- ・ 「やまがたGAP」等を使用した農業者への指導。
- ・ GAP基礎研修会及び国際水準GAP認証取得研修会の開催。
- ・ 農業教育機関の学生や新規就農者に対する講義の実施。

2 国際水準 GAP の認証取得支援

国際水準 GAP の認証取得を希望する農業者に対し、補助事業による支援を行う。また、普及指導員や JA 担当者を GAP 指導員として育成し、農業者の認証取得が円滑に進むよう技術的、事務的な指導、助言を行える体制を整備する。

【具体的な取組み】

- ・ 認証審査の費用や必要な機器の整備を支援する事業の実施。
- ・ 普及指導員等を対象とした GAP 指導員の育成、資質向上による支援体制の整備。

推進方向 3 消費者・実需者の理解促進と販路拡大

1 環境保全型農業に関する理解促進と販路拡大

有機農業や特別栽培に取り組む農業者と消費者、実需者との交流を促進するため農業者自らが対面販売を行うマルシェの実施や、有機農業推進フォーラム等の開催を行う。また、有機 JAS や特別栽培農産物の認証の促進や農林水産省で運営する「みえるらべる」の活用を促進し、取組みの「見える化」を図る。

環境保全型農業に関する活動等について専用のホームページ「山形 eco（エコ）農家」を充実させ積極的な情報発信を行う。

令和 8 年度からは「みどりトータルサポートチーム※」を設置し、生産から販売までの課題解決に取り組む。

※みどりトータルサポートチームとは環境負荷低減の取組みの拡大・定着に向けた技術指導・販路拡大等とトータルにサポートする体制。県、市町村、農業者団体、食品事業者、外部有識者等で構成される。令和 7 年度にみどりの食料システム緊急交付金の新たなメニューとなり本県では初年目に体制整備を行う。

【具体的な取組み】

- ・ 県内及び県外における販売イベント（マルシェ）や飲食店での県産有機農産物等フェアの開催。
- ・ 有機農業推進フォーラムの開催。
- ・ Web サイト及び SNS を活用した情報発信。
- ・ 「みえるらべる」を活用した取組みの「見える化」の促進。
- ・ 学校給食等を通じた環境保全型農業の理解の促進。
- ・ 優良な農業者を顕彰するコンクールの開催と全国規模のコンクールへの県内事例の推薦。

2 GAP に関する理解促進と販路拡大

GAP の取組みを普及拡大するためには、農業者自らの経営改善につながるほか、実需者や消費者から評価されることが大きなインセンティブになる。このため、県内における GAP の取組みの情報発信を行い GAP への理解の促進を図る。

【具体的な取組み】

- ・ Web サイト及び SNS を活用した情報発信。
- ・ 優良な農業者を顕彰するコンクールの開催と全国規模のコンクールへの県内事例の推薦。

V 推進体制

1 持続可能な農業の実現に向けた第三者委員会の設置

本計画による施策の推進にあたり、学識経験者、消費者、農業者、関係団体で構成する第三者委員会が具体的な推進の施策を検討するとともに、施策の進行管理を行う。

2 部会の設置

上記第三者委員会に加え、有機農業や GAP の取組みの推進など、本計画に含まれる事項について特に協議が必要な場合には、適宜部会を設置し、専門的な協議を行う。

3 全国的な推進組織への参画

土づくりや有機農業等、環境保全型農業の推進に関係する全国組織に積極的に参画し、情報収集に取り組むことにより、本県における取組みの加速化を図る。

VI 参考資料

表 環境保全型農業直接支払交付金の取組の推移

(1) 市町村別取組面積 (単位: ha)

地域	市町村	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
村山	山形市	0.4	0.7	0.7	0.7	0.8	0.7				
	上山市									17.4	19.9
	天童市	7.0	6.5	6.8	6.3	5.7	6.5	7.6	8.1	13.1	18.6
	山辺町										
	中山町					13.3	12.5	12.9	11.1	33.1	32.4
	寒河江市	6.8	46.8	79.9	82.1	69.5	75.9	84.8	84.7	86.0	85.3
	河北町	42.1	77.6	95.5	84.9	94.6	94.0	108.3	110.2	110.7	108.5
	西川町	61.6	58.3	62.9	64.0	66.7	68.7	69.1	74.5	80.0	83.5
	朝日町	21.0	23.2	27.9	26.8	26.3	25.8	24.5	23.9	21.3	19.4
	大江町	35.5	32.7	39.4	40.0	27.1	26.2	16.3	19.3	23.3	14.6
	村山市	16.1	38.3	18.7	29.6	11.6	15.1	15.5	9.8	9.8	10.1
	東根市										
	尾花沢市	7.8	7.9	1.7	1.7		12.3	12.7	11.8	8.2	8.0
	大石田町			212.0	173.7	207.2	214.2	177.0	160.5	185.9	189.3
	小計	198.1	292.0	545.6	509.7	522.8	551.8	528.5	513.7	588.7	589.5
最上	新庄市	234.1	272.9	263.7	277.4	113.5	109.0	159.2	180.0	193.8	223.9
	金山町										
	最上町										3.9
	舟形町										
	真室川町			11.1	11.1	10.0	10.0	10.0			31.8
	大蔵村	57.9	57.7				100.2	110.7	133.9	138.6	136.6
	鮭川村			80.5	82.8	89.6					74.3
	戸沢村										
	小計	292.0	330.6	355.3	371.3	213.0	219.2	279.9	313.8	332.3	470.4
置賜	米沢市	10.4	19.0	29.6	25.6	27.4	27.1	39.4	42.7	59.1	71.2
	南陽市	182.0	241.9	213.9	275.1	216.2	217.9	225.8	232.3	224.8	242.5
	高畠町	199.1	193.3	211.9	204.9	193.8	178.1	182.7	177.5	193.3	217.4
	川西町	183.9	196.7	187.0	182.8	157.7	148.2	152.5	175.4	190.2	234.5
	長井市	236.1	285.4	297.2	295.8	317.8	340.1	320.3	318.2	293.7	342.8
	小国町	3.0	0.4	0.4					50.6	19.9	22.4
	白鷹町	2.8	2.8		3.5	2.1	2.0				
	飯豊町	250.5	329.5	269.4	277.9	252.7	247.4	251.4	233.7	205.6	207.7
	小計	1067.8	1269.1	1209.5	1265.5	1167.7	1160.6	1172.1	1230.4	1186.4	1338.5
庄内	鶴岡市	1520.9	2181.5	1887.5	2147.0	1655.9	1723.6	1726.3	1665.7	1790.9	1757.8
	酒田市	911.6	1465.8	1108.8	1274.7	921.2	480.0	485.8	531.2	572.7	567.1
	三川町	292.7	369.1	324.8	316.9	260.7	298.4	263.0	276.6	108.0	229.0
	庄内町	365.3	470.4	529.6	559.2	477.8	826.9	788.4	817.7	825.4	724.4
	遊佐町	1199.0	1182.4	1158.9	1139.4	1052.1	993.4	939.9	938.8	934.5	939.2
	小計	4289.4	5669.1	5009.5	5437.2	4367.6	4322.3	4203.3	4230.1	4231.5	4217.4
県計		5847.4	7560.8	7119.9	7583.7	6271.2	6253.9	6183.8	6288.0	6338.9	6615.8

※県農業技術環境課調べ。空欄は取組なし。

(2) 対象取組別面積の推移(単位:ha,%)

年度	全国共通取組						地域特認取組						合計
	堆肥の 施用	カバー クロープ	長期 中干し	秋耕	有機農業	冬季湛水	夏季湛水	果樹IPM 交信 攪乱剤	水稲IPM 高刈 秋耕	水稲IPM 高刈 稲わら	炭の投入	ビオトープ	
R1	3,485	23	-	-	609	687	1	4	1,419	-	22	2	6,254
	(56)	(1>)	-	-	(10)	(11)	(1>)	(1>)	(23)	-	(1>)	(1>)	(100)
R2	3,453	8	13	21	626	672	1	0	996	391	3	-	6,184
	(56)	(1>)	(1>)	(1>)	(10)	(11)	(1>)	(0)	(16)	(6)	(1>)	-	(100)
R3	3,571	16	9	44	693	377	1	1	1,031	535	8	-	6,288
	(57)	(1>)	(1>)	(1>)	(11)	(6)	(1>)	(1>)	(16)	(6)	(1>)	-	(100)
R4	3,473	11	1	63	695	379	1	4	1,095	568	49	-	6,339
	(55)	(1>)	(1>)	(1)	(11)	(6)	(1>)	(1>)	(17)	(9)	(1>)	-	(100)
R5	3,532	19	2	104	726	347	1	4	1,233	585	63	-	6,616
	(53)	(1>)	(1>)	(2)	(11)	(5)	(1>)	(1>)	(19)	(9)	(1)	-	(100)

※県農業技術環境課調べ。下段()内は合計面積に対する割合。「-」は対象外の取組(令和2年度に対象取組が変更)

(3) 「有機農業」の取組面積 (単位: ha)

地 域	市町村	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
村 山	山形市	0.4	0.7	0.7	0.7	0.8	0.7				
	上山市										
	天童市	7.0	6.5	6.8	6.3	5.7	6.5	7.6	8.1	8.1	8.7
	山辺町										
	中山町										
	寒河江市	2.7	1.4	1.2	1.0						
	河北町	8.2	5.7	4.2	3.9	3.8	3.5	0.8	0.6	0.3	0.2
	西川町	61.6	58.3	62.9	64.0	66.7	68.7	69.1	74.5	80.0	83.5
	朝日町										
	大江町	2.4	2.5	3.0	2.9	1.5	1.5	4.1	3.7	3.8	1.3
	村山市	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7			
	東根市										
	尾花沢市										
	大石田町										
	小 計	82.9	75.8	79.5	79.5	79.2	81.6	82.3	86.9	92.2	93.6
最 上	新庄市	177.8	181.0	171.7	163.9	57.5	56.7	64.7	71.4	83.8	93.8
	金山町										
	最上町										3.9
	舟形町										
	真室川町										16.2
	大蔵村	57.9	57.7				100.2	110.7	120.7	130.7	121.7
	鮭川村			80.5	73.3	89.6					1.6
	戸沢村										
	小 計	235.7	238.7	252.3	237.2	147.0	156.9	175.4	192.1	214.4	237.1
置 賜	米沢市	9.3	6.3	15.4	14.9	16.5	15.6	18.3	19.4	23.3	27.3
	南陽市	23.0	23.8	23.0	23.4	19.5	17.6	19.3	20.6	20.6	18.8
	高畠町	112.3	108.5	115.4	108.0	100.6	105.4	97.1	98.4	98.7	93.4
	川西町	33.8	20.4	25.6	30.5	29.7	27.8	27.2	26.5	26.7	28.2
	長井市	24.5	38.3	24.1	23.5	22.0	21.9	20.3	21.0	7.9	8.6
	小国町	0.4		0.4					50.6	19.9	22.4
	白鷹町										
	飯豊町										
	小 計	203.2	197.3	204.0	200.3	188.2	188.2	182.2	236.4	197.1	198.6
庄 内	鶴岡市	67.3	66.8	59.2	72.8	75.9	75.4	90.0	81.5	89.9	90.7
	酒田市	20.2	23.8	19.4	20.0	15.6	42.1	40.2	42.0	42.8	46.2
	三川町	30.8	26.2	27.0	25.8	27.9	27.8	27.4	26.8	26.9	24.3
	庄内町	45.1	37.3	42.6	44.5	41.0	10.5	8.2	6.1	11.9	14.4
	遊佐町	34.8	29.8	29.0	28.2	27.0	27.0	19.9	21.0	20.0	21.0
	小 計	198.2	184.1	177.2	191.3	187.4	182.8	185.7	177.4	191.4	196.6
県 計		719.9	696.3	712.9	708.2	601.8	609.5	625.6	692.7	695.2	725.8

※県農業技術環境課調べ。空欄は取組なし。

表 有機JAS認証取得農家数及び認証面積の推移 (農家数: 戸、面積: ha)

		H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
農家数		165	157	153	156	122	117	113	118	130	129
面積	合計	303.6	280.7	285.4	280.8	280.5	276.1	266.9	256.7	267.4	279.0
	田	270.4	249.0	262.0	257.7	256.8	252.3	233.0	223.9	230.1	231.9
	普通畑	32.4	31.2	23.0	22.7	23.2	23.3	25.3	23.7	34.9	40.0
	樹園地 その他	0.8 0.03	0.4 0.07	0.4 0.04	0.4 0.04	0.4 0.04	0.5	8.6	9.1	1.3 1.1	6.1 1.1

※農林水産省調べ。面積の合計はラウンドの関係で内訳の計と一致しない。